赤い羽根　とちぎ安心生活支援プロジェクト　実施要領

１　目的

　　近年の社会変化に伴い顕在化してきた地域における福祉に係る諸課題に対して行われる、地域住民による見守り活動、日常生活自立支援、成年後見等の権利擁護や、いわゆる生活困窮者の支援等の取り組み、並びに地域住民の防災・減災意識の向上や被災者支援活動の円滑化を目的とした取り組みを支えるため、栃木県共同募金会（以下、「本会」という。）は、市町社会福祉協議会と連携を図りながら、赤い羽根共同募金運動を通じた課題の周知や取り組みに対する参加・支援を呼びかける（なお、本プロジェクトは、10月から3月までの間を募金運動の期間とする。）。

２　配分対象団体

　　栃木県内の市町社会福祉協議会

３　配分対象事業

（１）地域における福祉に係る諸課題に対して行われる次の事業を対象とする。

　ア　見守り活動などによる社会的な孤立を防止する事業

　　イ　日常生活自立支援事業や成年後見・法人後見等に関する事業

　　ウ　生活困窮者支援に関する事業

　　エ　その他、地域における福祉課題の解決に取り組む事業

（２）地域における災害への備えとして取り組む次の事業を対象とする。

ア　地域住民を対象とした防災・減災に関する講座や研修会等を開催する事業

イ　災害ボランティアセンターの設置・運営に係る訓練及び人材育成に関する事業

ウ　災害ボランティア活動に要する資機材及びその保管庫を整備する事業

エ　その他、地域における災害への備えとして取り組む事業

４　配分対象経費

配分対象の支出科目は限定しないが、事業実施の上で必要性が高いと認められるものを対象とする。ただし、原則として汎用性の高い事務用品は対象としない。

５　配分対象となる活動の実施期間

　　募金年度の翌年度の4月1日から翌3月31日まで

６　募金と配分のしくみ

（１）配分総額

　　　10月から12月の間に実施する共同募金の県域配分（以下、「Ａ配分」という。）における本プロジェクトの配分総額は、年度ごとに定める配分計画の範囲内とする。

（２）配分限度額及び申請

　　　配分対象事業のうち、３－（１）の事業は30万円、３－（２）の事業は20万円を限度とし、それぞれ申請することができる。

（３）内定及び募金運動の実施

配分委員会による審査等を行った上で、Ａ配分における配分内定額及び1月から3月の共同募金運動の実施について決定する。

（４）1月から3月の募金活動及び配分額

　　　本プロジェクトにおけるＡ配分の配分内定を受けた事業（以下、「安心生活支援事業」という。）について、当該市町社会福祉協議会は共同募金会支会とともに、1月から3月の共同募金運動期間を活用し、広く広報・啓発及び募金活動を行うことができる。

　　　また、1月から3月に行う安心生活支援事業への協力を呼びかけた募金については、本会が寄附額をとりまとめ、その全額を当該市町社会福祉協議会へ加算し配分する。

　　　なお、1月から3月の募金運動期間終了後、申請の翌年度4月1日以降も同年6月末日までに使途選択が明示された寄附が本会に寄せられた場合には、寄附者の意志を尊重し、申請の翌年度8月に追加の配分決定を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1～3月の共同募金運動 | 配　分　額 | 備　考 |
| 実施する場合 | Ａ配分決定額  ＋1～3月実施の安心生活支援事業への寄附全額 |  |
| 実施しない場合 | Ａ配分決定額のみ |  |

７　他事業、関係機関との調整等に関する留意点

（１）介護保険等の対象事業は対象外とする。

（２）国及び地方公共団体による事業（委託を受けて行う事業を含む。）及び他の補助金や助成金等を受けて行う事業については、共同募金の配分対象とならないが、それらに関連していても社会福祉協議会が自己資金で行う自主事業については、本プロジェクトの配分対象とする。

（３）行政、民生委員児童委員活動等と十分に調整を図り、取り組みが重複しないよう留意する。

（４）平成28年度から1月から3月の間、本会は喫緊の福祉課題に取り組むＮＰＯ法人等の団体と共に「赤い羽根　おうえんプロジェクト」を実施するが、いずれも募金の使途や取り組む福祉課題・テーマを明確にした上で、募金運動を展開すること。

（５）必要資金額を超える配分額となった場合には、事業の計画等について本会と協議を行ない、再度、事業の計画書等を提出する場合がある。

８　配分の申請

　　配分を希望する市町社会福祉協議会は、本会が指定する期日までに、本プロジェクト配分申請書（別記様式１）に、申請事業の実施要領等を添付し、必ず「1月から3月の共同募金運動実施について」の希望の有無を明示の上、本会に提出する（「必要資金額」の欄には、事業実施に必要な金額を記入し、「配分申請額」の欄には「必要資金額」のうち、Ａ配分について配分を申請する金額を記入すること。1～3月の共同募金運動を実施しない場合には、２つの欄は同額となる。）。

９　配分内定以降の実施手順

（１）1～3月の共同募金運動を実施する場合

①（7月以降の配分委員会、理事会及び評議員会）Ａ配分による配分の内定及び承認

②（1月～3月）各安心生活支援事業をテーマとした募金運動実施

③（申請のあった翌年4月中旬）配分額の概算を各市町社会福祉協議会に示すが、正式な配分決定額は5月の理事会・評議員会後に通知することとする。

④（配分決定額の通知後）共同募金配分金交付請求書（別記様式２）に申請事業実施要領及び収支予算書を添付して、本会に提出（ただし、配分対象とする経費は4月1日に遡及して適用する。）

⑤（8月に追加の配分決定を受けた場合）配分決定額に応じた交付請求書及び事業計画書等（上記④で提出したものを修正）を本会に提出（ただし、配分対象とする経費は4月1日に遡及して適用する。）

⑥（事業実施完了後）1か月以内に本プロジェクト事業実績報告書（別記様式３）に、収支決算書、事業実績の概要及びありがとうメッセージを添付し、本会に提出

（２）1～3月の共同募金運動を実施しない場合

①（7月以降の配分委員会、理事会及び評議員会）Ａ配分による配分の内定

②（申請のあった翌年3月末）配分金額の決定

③（申請のあった翌年度4月以降）共同募金配分金交付請求書（別記様式２）に申請事業実施要領及び収支予算書を添付して、本会に提出

④（事業実施完了後）1か月以内に本プロジェクト事業実績報告書（別記様式３）に、収支決算書、事業実績の概要及びありがとうメッセージを添付し、本会に提出

１０　配分金の交付

　　本会は、共同募金配分金交付請求書の内容が適正であることを確認の上、当該社会福祉協議会の預金口座あてに送金する。

附則

１　この要領は平成２８年５月３１日から適用する。

２　赤い羽根安心生活支援事業実施要領（平成２５年１１月１４日適用）は平成２８年５月３１日をもって廃止する。

附則

１　この要領は平成３１年４月１日から適用する。

２　本要領施行の日以前に1月から3月期の共同募金配分の内定を受けている者については、「６　募金と配分のしくみ」中の「6月末日まで」を「7月末日まで」とする。

附則

１　この要領は令和2年4月1日から適用する。